平成２５年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内平佐町4232番地　光葉台ハイツ105、前住所鹿児島県薩摩川内市宮崎町1771番地４
債務者　宮﨑　　覺
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９号
鹿児島県曽於市末吉町深川6507番地１、前住所鹿児島県曽於市末吉町二之方6316番地
債務者　原口　健嗣
1　決定年月日時　平成25年２月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第５号
石川県小松市林町み４、住民票上の住所石川県小松市八里台37番地31
債務者　浜　　誠
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２５年（フ）第１８号
福井市日光２丁目25―３　ウエストベルセル305、住民票上の住所福井市天池町第36号41番地13
債務者　夛田　　健
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２０号
福井市月見３丁目８番11号健商２　201号、旧住所三重県鈴鹿市江島町379番地
債務者　三橋　健一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１号
福井市長本町924番地
債務者　山田　健司
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２３号
福井県鯖江市舟津町３丁目１番６―303号
債務者　嘉陽　則子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４号
千葉県松戸市平賀230番地の３　イースト・ビレッジ103号
債務者　松澤　大介
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５９号
千葉県柏市新柏１丁目２番地２　メールオフィスＳＫビル302号
債務者　木曽　利壽
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６６号
千葉県野田市山崎2429番地の３　グラスフィールズＡ―３
債務者　下重ひろみ
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第６７号
千葉県松戸市小金原９丁目19番地の４　ユナイテッドⅡ203号
債務者　戸嶋　厚子
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７０号
千葉県柏市酒井根４丁目５番９号　ジュネスパピヨン108号
債務者　中嶋　　勇
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第７６号
千葉県柏市藤心２丁目１番20号　テラスウィステリア３号
債務者　伊勢　敏明
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８５号
千葉県我孫子市湖北台７丁目３番17―305号
債務者　福原　健二
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第８７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目４番56号　フラット鎌ケ谷203
債務者　足立　　恵
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第９５号
千葉県松戸市仲井町３丁目25番地　第２アンビルマンション301号
債務者　松田　令子
1　決定年月日時　平成25年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第３号
佐賀県唐津市相知町千束1563番地
債務者　池田　勇也
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
佐賀地方裁判所唐津支部